

(表)



(裏)

【クーポンの使用に当たっての注意事項】

- 本券は、①今回のご宿泊費の割引又はキャッシュバック②宿泊施設内での飲食や売店、サービス等、③次回ご宿泊費割引(市内対象施設でご利用可)でのみご利用いただけます。
- クーポンの譲渡、換金、転売、払い戻しはできません。
- クーポンの盗難、紛失、滅失等に関して、発行者はその責任を負いません。
- クーポン使用の際、つり銭のお支払いはいたしませんのであらかじめご了承ください。
- 有効期限が過ぎたクーポンは無効となります。
- 新型コロナウイルス感染拡大や災害発生等により、利用できなくなる場合があります。

発行・問い合わせ先

前橋市役所 文化スポーツ観光部 観光政策課
TEL:027-257-0674 (平日 8:30 ~ 17:15)

[使用項目] ※該当するものに○を付けてください。

- ① 割引又は、
キャッシュバック ② 飲食や売店、
サービス等 ③ 次回ご宿泊費
の割引